

社会福祉法人広島市社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規則

昭和58年4月1日

規則第6号

改正 平成 2年12月21日 平成 4年 3月27日

平成13年 3月28日 平成29年 6月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人広島市社会福祉事業団定款第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当等の額及びその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤の役員（広島市から派遣を受けたもの（以下「派遣役員」という。）を除く。以下「常勤役員」という。）に対して、報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 前項の報酬は月額とし、60万円を超えない範囲内において広島市長と協議して評議員会で定める。

3 通勤手当の額、支給条件及び支給方法は、事業団の職員の例による。

4 管理職員特別勤務手当の額及び支給条件は、広島市長と協議して理事長が別に定める。

5 第1項の期末手当及び勤勉手当の額は、第2項の報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、事業団の職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合（広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議して理事長が定める割合）を乗じて得た額とする。

6 報酬、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれ、事業団の職員の給料、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員等（広島市の職員又は広島市の公益法人等の役員で事業団の役員になっているものを除く。）が理事会、監事会、評議員会その他理事長が定める会に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬は、7,000円を超えない範囲内において評議員会（評議員の報酬にあっては理事会）で定める。

(派遣役員の給与)

第4条 派遣役員の給与の額、支給方法等については、広島市の一般職の職員の例

による。なお、派遣役員の給料月額は、60万円を超えない範囲内において広島市長と協議して評議員会で定める。

(退職手当)

第5条 常勤役員（広島市を退職後採用された役員を除く。）が退職したときは、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給方法等については、事業団の職員の例による。

(委任規定)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成2年12月26日から施行する。ただし、第1条中社会福祉法人広島市社会福祉事業団職員の給与に関する規則第14条の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人広島市社会福祉事業団職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定（第14条の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の社会福祉法人広島市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規則（以下「改正後の報酬規則」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正前の社会福祉法人広島市社会福祉事業団職員の給与に関する規則及び第2条による改正前の社会福祉法人広島市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規則の規定に基づいて平成2年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、それぞれ、改正後の給与規則及び改正後の報酬規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の社会福祉事業団職員就業規則第26条及び別表第2の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 広島市を退職後この規則の施行の日前に採用された役員の退職手当については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成29年6月14日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人広島市社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。